

年末調整だけでは不十分？

# 確定申告で戻ってくる税金も！



所得控除は会社で年末調整をしてもらえるものがほとんどですが、一部の控除(医療費控除、寄附金控除、雑損控除)は自分で確定申告をすることが必要です。まずは、控除を申請するために必要な領収書・証明書等の書類を確認しておきましょう。

医療費が10万円を超えた方

## 医療費控除



こんなものも控除できる！

- ・人間ドックを受けて異常所見が見つかった場合の人間ドックにかかった費用
- ・出産にかかる妊婦健診費用や通院費用、タクシーの運賃や入院中の食費
- ・治療のために購入した市販薬の代金など

控除できない…

- ・通院にかかった自家用車のガソリン代や駐車場代
- ・予防のための予防接種代金
- ・美容目的の整形や医療脱毛など

$$\text{医療費控除額} = \text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{保険金などで補てんされる金額} - 10\text{万円}^{※1}$$

## ドラッグストアで節税!? セルフメディケーション税制

定期健康診断、予防接種などを受けている人で、対象となる市販薬を年間12,000円以上購入した人も控除の対象に。ドラッグストアや薬局で市販薬を購入した際のレシートは必ず保管して、忘れずに確定申告しましょう！

※1 その年の総所得金額が200万円未満の場合、総所得金額5%の金額 ※2 セルフメディケーション税制の表示があるものに限る。



このマークが目印!  
「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」はどちらか一方の制度しか利用できないので注意!

住宅ローンを利用した方

## 住宅借入金等特別控除 (初年度のみ確定申告が必要)

毎年末の住宅ローン残高または住宅の取得対価のうちいずれか少ない方の金額の1%が、10年間控除され、通称「住宅ローン控除」とも呼ばれます。

※1 「住宅の取得対価」とは、門、塀、電気器具、車庫等を家屋とあわせて同一の者から取得した場合の、取得にかかった額の合計のこと。  
※2 2019年10月から2020年12月までに居住した場合は、控除期間が13年間に延長されており、現在さらに延長することが検討されています。

住宅ローンの年末残高が10年間にわたって4,000万円以上の場合、毎年の最大控除額は上限40万円。さらに、耐震性・耐久性・省エネなどをクリアした「認定長期優良住宅」や「認定低炭素住宅」は、1年の最大控除額が50万円にもなります！



### 控除の対象となる住宅ローンの使いみち

- ・住宅の新築、購入
- ・要耐震改修住宅の購入、工事
- ・省エネ、バリアフリー改修工事など

年末調整でOK!

2年目以降は年末調整で控除を受けられる!

初年度の申請を確定申告で終わると、残り9年分の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」が税務署から送られてきます。それを2年目から10年目まで勤務先に提出することにより、2年目以降は年末調整で控除を受けられます。

※ここで言う住宅ローンとは、銀行などの金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、勤務先などから借りたお金のことをさします(借り手がその会社の役員等である場合を除く)。また、社内融資等で年0.2%未満の利率のものは対象外です。



国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした方

## 寄附金控除

特定の団体や法人への寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得控除の対象に。確定申告には、寄附をした際に交付される寄附金受領証明書が必要なので注意しましょう。

## ふるさと納税も寄附金控除の対象です!

ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附ができる制度。寄附額のうち2,000円を超える全額について、所得税の還付、住民税の控除が受けられます。ただし、控除の上限額は給与や家族構成によって異なるので、実質負担2,000円で寄附できる上限額を知っておく必要があります。



地場の特産品を返礼品として受け取れる!

返礼品を希望せず、「新型コロナウイルス対策」や「災害復興支援」等へ寄附することもできます。



## 「ワンストップ特例制度」でらくらく控除♪

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告をしなくても申請書を送るだけで寄附金控除が受けられる便利な仕組みです。

### ●申請条件

- ・寄附を行った年の所得について確定申告をする必要のない会社員などの方
  - ・1年間のふるさと納税納付先自治体が5つ以下の方
  - ・申込みの都度、自治体へ申請書を郵送していること
- ※医療費控除など、他の所得控除で確定申告をする方は対象外となります。

## こんな寄附金も控除できます

災害復興支援のため  
地元自治体へ寄附



母校の  
校舎建築募金へ寄附



新型コロナウイルス感染症  
対策特別基金として寄附



$$\text{寄附金控除額} = \text{その年に寄附を行った特定寄附金の合計額} - 2,000\text{円}$$

※特定寄附金額の合計は、所得金額の40%相当額が限度。

## 控除の対象となる主な寄附先

- ・国、地方公共団体
- ・日本私立学校振興・共済事業団
- ・日本赤十字
- ・社会福祉法人(赤い羽根共同募金、障がい者施設など)
- ・認定NPO法人 など

## 確定申告のまとめ

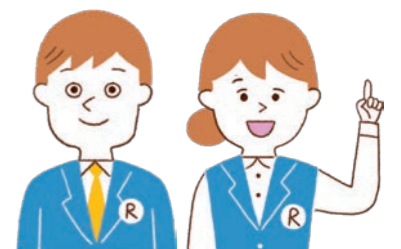
## 会社員でも確定申告をした方がいい!? こんなケースには要注意!

⚠ 確定申告をしなければ税金は戻ってこない!

⚠ 項目に関わらず、確定申告が必要な人もいます。

- 医療費を10万円以上支払った場合 or セルフメディケーション税制対象の場合
- 住宅をローンで購入・改築した場合(初年度)
- ふるさと納税等の寄附を行った場合
- 災害被害を受けた場合(雑損控除)
- 中途退職した場合

- 年収2,000万円を超える場合
- 副業での所得合計が年間20万円を超える場合



簡単にできる確定申告の方法は、6ページをチェック!